



福運輸第654号
福運整第652号
令和元年12月18日

公益社団法人 福島県トラック協会長 殿

東北運輸局福島運輸支局長



「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」
の一部改正について

標記について、令和元年11月1日付けで東北運輸局長から別添のとおり通達が
あったので、了知されるとともに貴団体傘下事業者に対し周知願います。

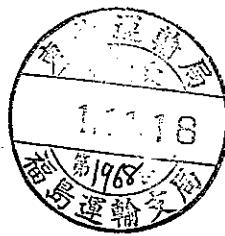
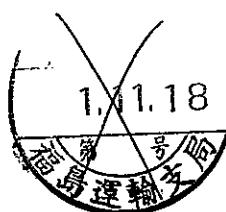
東自監第216号
東自旅一第610号
東自旅二第1864号
東自貨第284号
令和元年11月1日

福島運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」の一部改正について

標記について、令和元年10月31日付け国自安第117号、国自旅第178号、国自貨第77号により自動車局長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係事業者等に対し周知されたい。



国自安第117号
国自旅第178号
国自貨第77号
令和元年10月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」の一部改正について

今般、「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について（平成21年9月29日付け国自安第81号、国自旅第142号、国自貨第87号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。



「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」の一部改正について（新旧対照表）

改 正	現 行
<p>国自安第81号 国自旅第142号 国自貨第87号 平成21年9月29日 一部改正 令和元年10月31日</p> <p>各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 自動車交通局長</p> <p>自動車運送事業者の社会保険等の未加入・未納対策の強化について</p> <p>自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）の未加入状況等の照金等については、国土交通大学と厚生労働省及び社会保険庁との間で確認の上、照金制度については、本通達に基づき運用してきたところである。</p>	<p>国自安第81号 国自旅第142号 国自貨第87号 平成21年9月29日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 自動車交通局長</p> <p>自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について</p> <p>自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）の未加入状況等の照金等については、国土交通大学と厚生労働省及び日本年金機構との間で確認の上、照金制度については、本通達に基づき運用してきたところである。</p> <p>今般、貨物自動車運送事業の適正な運営及び健全な競争環境の整備を図るため、社会保険等の未加入に加え、当該保険料の未納対策を強化し、貨物自動車運送事業（平成元年法律第83号。以下「トラック法」という。）に基づく事業の許可等に際して社会保険等の加入及び当該保険料の納付を必要な項目とし、社会保険等の未加入・未納事業者に対しては、トラック法第24条の4第1項第2号の規定に基づき、行政処分等を実施することは、とする。</p> <p>については、令和元年1月1日以後、事業者の社会保険等の未加入・未納（旅客自動車運送事業者は未加入のみに読み替える。以下同じ。以下単に「未加入・未納」という。）については、下記により適切に処理されるとともに、社会保険等関係機関との一層の連携を図り、適正な加入につい</p>

組合及び関係年金事務所（以下「社会保険等関係機関」という。）との一層の連携を図り、自動車運送事業の適正な運営及び健全な競争環境の整備が図られるよう取り組まれたい。

本通達について、厚生労働省とは別添1及び2のとおり協議済みであるので申し添える。

本通達については、厚生労働省及び社会保険庁とは別添1及び2のとおり協議済みであるので申し添える。
なお、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成20年3月31日付け国自賃第225号）及び「旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成18年2月13日付け国自旅第236号）は、平成21年9月30日をもつて廃止する。

記

1. 社会保険等の未加入・未納に係る関係機関への照会制度について

① 新規許可事業者に対する対応について

（1）新規許可時の事業者に対する対応に関する指導
社会保険等への加入及び納付に關する指導
運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）において許可書交付の際に行う関係法令遵守のための講習の開催時又は許可書交付時に諸注意を行う際には、厚生労働省及び日本年金機構が作成した社会保険等の加入に関するリーフレットを配布するなどにより、加入の徹底を行うこと。
なお、リーフレットの必要部数を含めた入手方法については、関係都道府県労働局又は関係地方社会保険事務局と適宜、連絡を行い送付を受けること（社会保険等関係機関へリーフレットの入手について依頼する場合は別紙1を参考とされたい。）。

② 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出書を受理する際においては、次のとおり確認を行うこと。
ア 「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）」、「（健康保険・厚生年金保険）被保険者資格取得届（写）」、「（労働保険／保険関係成立届（写）」及び「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）」等（以下「加入確認書類」という。）を添付させ、運輸開始日までの間に社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。
イ 運輸開始届出書に加入確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理すること。
ウ 初回の社会保険等の保険料の納付期限が到来する日までの間に、当該保険料を適切に納付するよう指導すること。なお、運輸開始届出時に当該保険料の納付期限が到来していることが確認できた場合には、必要に応じて社会保険等の保険料の領收証書（写）（以下「領收証書（写）」という。）を添付させ、運輸開始日の属する月（労働保険においては運輸開始日の属する年度）以降の保険料が納付されていることの確認を行うこと。

③ 監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に加入確認書類がなく、運輸開始日から社会保険

1. 社会保険等未加入に係る関係機関への照会制度について

① 新規許可事業者に対する対応について

社会保険等への加入及び納付に關する指導
運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）において許可書交付の際に行う関係法令遵守のための講習の開催時又は許可書交付時に諸注意を行う際には、厚生労働省及び日本年金機構が作成した社会保険等の加入に関するリーフレットを配布するなどにより、加入の徹底を行うこと。
なお、リーフレットの必要部数を含めた入手方法については、関係都道府県労働局又は関係地方社会保険事務局と適宜、連絡を行い送付を受けること（社会保険等関係機関へリーフレットの入手について依頼する場合は別紙1を参考とされたい。）。

② 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出書を受理する際においては、次のとおり確認を行うこと。
ア 「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）」及び「労働保険／保険関係成立届（写）」（以下「確認書類」という。）を添付させ、運輸開始日から社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。
イ 運輸開始届出書に確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理する。

③ 巡回監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に加入確認書類がなく、運輸開始日から社会保険

適正な加入が認められない場合は、監査等を実施すること。

等への適正な加入が認められない場合は、監査等を実施すること。
また、運輸開始届出書を受理する際に領収証書（写）がなく、初回の保険料の納付期限到来後も領収証書（写）の提出がないため、保険料の納付が認められない場合は、監査等を実施すること。

- ④ 関係機関への照会
- 地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）又は運輸支局長（以下「地方運輸局長又は運輸支局長」を「地方運輸支局長」という。）において、巡回監査等を実施した結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、地方運輸局長等は、次のとおり社会保険等の未加入状況について照会すること（地方運輸局長が照会する場合には、当該事業を管轄する運輸支局長を経由して行う。）。
- ⑤ 行政処分等
- ア 社会保険については、関係地方社会保険事務局長（地方社会保険事務局保険主管課）に對して、別紙2の様式により行うこと。
- イ 労働保険については、関係都道府県労働局総務部（労働保険徴収主務課）に対して別紙3の様式により行うこと。
- 乙 なお、関係機関に對して社会保険等の未加入について照会する場合の様式の記載上の留意事項は別紙4のとおりである。
- ア 社会保険については、関係年金事務所長（事業者が健康保険組合に加入している場合は、関係年金事務所長に加え、当該健康保険組合理事長）に對して、別紙2-1又は2-2の様式により行うこと。
- イ 労働保険については、関係都道府県労働局長（都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室及び職業安定部雇用保険主務課）に對して別紙3の様式により行うこと。
- 乙 なお、社会保険等関係機関に對して社会保険等の加入・納付状況について照会する場合の様式への記載上の留意事項は別紙4のとおりである。
- ア 地方運輸局長は、社会保険等関係機関に對して社会保険等の加入・納付状況について照会し、未加入又は未納である旨の回答を得た場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第8・6条第1項若しくはトランク法第24条の4第1項第2号又は第59条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。
- イ ただし、社会保険等の保険料の未納が確認された場合であって、当該未納額が社会保険等の保険料を滞納したことによる延滞金又は延納利息に相当する額のみである場合はこの限りでない。

(2) 許可後の事業者に対する対応について

① 貨物自動車運送事業者に係る未加入・未納事業者の把握

ア 未加入・未納事業者の把握

社会保険等の加入及び当該保険料の納付が適正になされていない事業者については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）からの報告、地方運輸局等における監査等を通じて把握に努めること。

イ 地方実施機関との連携

地方実施機関から的確な報告が行われるよう、地方実施機関に対し、次の事項について指導すること。

a 巡回指導に際しては、社会保険等の加入・納付状況を調査すること。

b 社会保険等の加入・納付状況を調査するに当たっては、巡回指導等の保険料を納付していることを証する書類として事業者が保有する「領収証書（写）」若しくは年金事務所から交付を受けた「社会保険料納入証明書」及び「滞納金額目録（未納がある場合に限る。）」等、又は社会保険等の保険料の分割納付が認められていることを証する書類として事業者が保有する当該許可通知書（写）等を、巡回指導時に確認できるよう準備しておく旨明記すること。

c 巡回指導に際し、社会保険等の適正な加入及び当該保険料の納付がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入及び納付を指導し、事後の改善報告書（社会保険等の適用関係届の写し等又は領収証書（写）等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求めるなど、改善のための指導を徹底すること。

d 巡回指導に際し、社会保険等の適正な加入及び当該保険料の納付がなされている場合は、地方実施機関において作成している「巡回指導報告書」を活用するなどして、運輸支局へ報告すること。

ウ 地方実施機関からの上記報告において、社会保険等の適正な加入及び当該保険料の納付が認められない場合は、監査方針に基づき、巡回監査等を実施すること。

② 巡回監査等及び行政処分等

地方運輸局長等において、巡回監査等を実施した結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、地方法第30条第2項違反又はトラック法第25条第2項違反と記された場合は、運送法第4条の4第1項第2号又は第25条第2項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

なお、地方運輸局長において行政処分等を行う場合は、（1）④と同様に、社会保険等の保険料を滞納したことによる延滞金又は延納利息に相当する額のみである場合はこの限りでない。

(2) 既存事業者に対する対応について

① 貨物自動車運送事業者に係る未加入事業者の把握方法について

ア 貨物自動車運送事業者の把握

社会保険等への加入が適正になされていない事業者については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）からの報告、地方運輸局等における監査等を通じて把握に努めること。

イ 地方実施機関との連携

地方実施機関から的確な報告が行われるよう次の事項について指導すること。

a 巡回指導に際しては、社会保険等の加入状況を調査すること。

（新規）

b 事業者へ通知する「巡回指導実施通知書」に、あらかじめ、社会保険等の保険料を納付していることを証する書類として事業者が保有する「領収証書（写）」若しくは年金事務所から交付を受けた「社会保険料納入証明書」及び「滞納金額目録（未納がある場合に限る。）」等、又は社会保険等の保険料の分割納付が認められていることを証する書類として事業者が保有する当該許可通知書（写）等を、巡回指導時に確認できるよう準備しておく旨明記すること。

c 巡回指導に際し、社会保険等への適正な加入がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入を指導し、事後の改善報告書（社会保険等の適用関係届の写し等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求めるなど、改善のための指導を徹底すること。

d 巡回指導に際し、社会保険等への適正な加入がなされている場合は、地方実施機関において作成している「巡回指導報告書」を活用するなどして、運輸支局へ報告すること。

ウ 地方実施機関の上記報告において、社会保険等へ適正に加入していないと認められた場合は、監査方針に基づき、巡回監査等を実施すること。

② 巡回監査等及び行政処分等

地方運輸局長等において、巡回監査等を実施した結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、地方法第30条第2項違反又はトラック法第25条第2項違反と記された場合は、運送法第4条の4第1項第2号又は第25条第2項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

なお、地方運輸局長において行政処分等を行う場合は、（1）④と同様に、社会保険等の保険料を滞納したことによる延滞金又は延納利息に相当する額のみである回答を得た上で行うこと。

(3) 処分結果等についての関係機関への連絡について

地方運輸局長は、社会保険等未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、別紙5の様式により、速やかに社会保険等関係機関に通知することとする。

2. 本省への報告について
上記照会制度の実施状況については、別紙6の様式により、四半期毎に上、下半期分は12月末までに、下半期分は6月末までに、全体については安全政策課、旅客自動車運送事業については旅客課、貨物自動車運送事業については貨物課あて報告することとされたい。

2. 本省への報告について
上記照会制度及び通報制度の実施状況については、別紙6の様式により、四半期毎に取りまとめの上、上半期分は12月末までに、下半期分は6月末までに、全体については安全政策課、旅客自動車運送事業については旅客課、貨物自動車運送事業については貨物課あて報告することとされたい。

3. 情報の適正な取扱い

- 地方運輸局長等は、社会保険等関係機関から提供された社会保険等の加入・納付状況に関する情報（以下「提供情報」という。）について、次の事項に従い取り扱うこととする。
- (1) 地方運輸局長等は、本通知の目的の達成に必要な範囲を超えて、提供情報を保有してはならない。
- (2) 地方運輸局長等は、提供情報を本通知の目的以外の目的に使用してはならない。
- (3) 地方運輸局長等は、提供情報を他に漏らしてはならない（地方運輸局長等が本省、地方実施機関又は当該事業者に情報を提供する場合を除く。）。
- (4) 地方運輸局長等は、提供情報をについて、情報の重要性に鑑み、滅失及び漏えい等が生じることのないよう適切に管理すること。

4. その他
社会保険等への適正な加入及び当該保険料の納付については、社会保険等関係機関との密接な連携が必要であることから、運輸支局においては、必要に応じ、社会保険等関係機関と連絡調整を図ることにより、次の事項について、相互に情報交換することとされたい。
- (1) 事業者の社会保険等の未加入・未納の状況
- (2) 未加入・未納に対する処分状況
- (3) 社会保険等関係機関の指導状況
- (4) その他、適正な社会保険等への加入及び当該保険料の納付の実効性を上げるために必要な事項

3. その他
社会保険等の適正加入については、社会保険等関係機関との密接な連携が必要であることから、運輸支局においては、必要に応じ、社会保険等関係機関と連絡調整を図ることにより、次の事項について、相互に情報交換することとされたい。

- (1) 事業者の社会保険等未加入状況
- (2) 未加入に対する処分状況
- (3) 社会保険等関係機関の指導状況
- (4) その他、適正加入の実効を上げるために必要な事項